



2025 年 11 月 21 日

各 位

会 社 名 佐 藤 食 品 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 上 田 正 博
(コード 2814 東証スタンダード市場)
問 い 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 大 津 新 司
電 話 番 号 0 5 6 8 - 7 7 - 7 3 1 6

株式の無償割当てに関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 21 日開催の取締役会において、下記のとおり当社が保有する自己株式を活用した株式の無償割当てを実施することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式の無償割当ての目的

当社は、2025 年 6 月 24 日に公表いたしました「上場維持基準の適合に向けた計画（改善期間入り）に基づく進捗状況について」に記載のとおり、事業法人等に区分される株主の保有割合が高いこと、個人株主の保有割合が低いこと及び自己株式の保有割合が上場維持基準への適合に向けた計画書提出以降も継続して高いことを背景に「流通株式比率」が低位であることから、流通株式の確保を重要な経営課題として認識しております。

この度、当社株式の流動性を高めるとともに、当社保有の自己株式を有効活用して株主の皆様へ還元することを目的に、株式の無償割当てを実施することを決議いたしました。

株式の無償割当てとは、会社法第 185 条に基づく、株主の皆様より新たな払込みをいただかずに、当社の株式を割当てることができる制度です。株式分割とは異なり、当社が保有する自己株式は割当ての対象となりません。

なお、株主の皆様への割当てに際して交付する当社株式につきましては、全て当社が保有する自己株式より充当いたします。

また、本件は当社、各証券会社、証券保管振替機構及び株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社（以下、「三井住友信託銀行」といいます。）により手続きを完結することができますので、株主の皆様には特段のお手続きをいただく必要はございません。

2026 年 1 月下旬を目途に、三井住友信託銀行より割当てに関するご通知を送付いたします。

2. 株式の無償割当ての概要

(1) 無償割当ての方法

2025 年 12 月 31 日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式 1 株につき普通株式 0.1 株の割合をもって、当社が保有する自己株式を無償で割当てます。

(2) 無償割当てにより交付する株式の状況

① 無償割当て前の発行済株式総数	8,077,460 株
② 無償割当てを行わない自己株式の数	4,487,657 株
③ 無償割当てにより交付する株式の総数	358,980 株
④ 無償割当て後の発行済株式総数	8,077,460 株

(注) 上記は、2025 年 9 月 30 日時点について記載しており、今後、基準日までに自己株式の取得または処分に伴い、無償割当てを行わない自己株式の数及び無償割当てにより交付する株式の総数並びに無償割当てに際して交付する自己株式の数に変動が生じる場合があります。

3. 日程

- (1) 基準日公告日 2025 年 12 月 10 日 (水曜日) (予定)
- (2) 基準日 2025 年 12 月 31 日 (水曜日) (予定)
- (3) 効力発生日 2026 年 1 月 1 日 (木曜日) (予定)

4. その他

(1) 資本金について

今回の株式の無償割当てに際して、資本金の額に変更はありません。

(2) 配当について

本日現在、今回の株式の無償割当てに伴う 2026 年 3 月期の期末配当予想 (1 株につき 22 円) に変更はありません。今後、変更のある場合には改めてお知らせいたします。

なお、本件により 1 株につき 0.1 株の割当てが実施されることで、実質的に 1 割の増配となります。

(3) 株式の無償割当ての結果生じる 1 株未満の端数株式の処理方法について

株式の無償割当ての結果生じる 1 株未満の端数株式は、会社法 234 条第 1 項に基づき、これを一括売却し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、その端数に応じて分配いたします。

(4) 株式の無償割当ての結果生じる単元未満株 (100 株未満の株式) について

株式の無償割当ての結果生じる 100 株未満の単元未満株式が生じる場合があります。単元未満株式をご所有の株主様は、以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買取制度

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社に対し、株主様をご所有の単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項の規定による当社定款の定めに基づき、当社に対し、株主様がご所有の単元未満株式をあわせて1単元（100株）となるよう、当社株式を売り渡すことを請求できる制度です。

（5）株主優待制度について

株主優待制度につきましては、変更はありません。

（ご参考）

当社株主優待制度につきましては、下記のとおりです。

【毎年3月31日現在の株主様に対し次の基準により贈呈】

100株以上500株未満 2,000円分のタリーズデジタルギフト

500株以上1,000株未満 2,000円分のタリーズデジタルギフト及び1,000円相当の当社製品

1,000株以上 2,000円分のタリーズデジタルギフト及び3,000円相当の当社製品

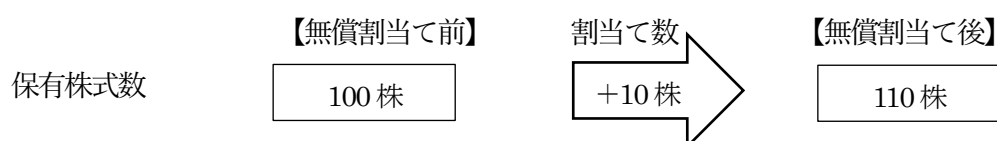
【毎年9月30日現在の株主様に対し次の基準により贈呈】

300株以上 4,000円分のタリーズデジタルギフト

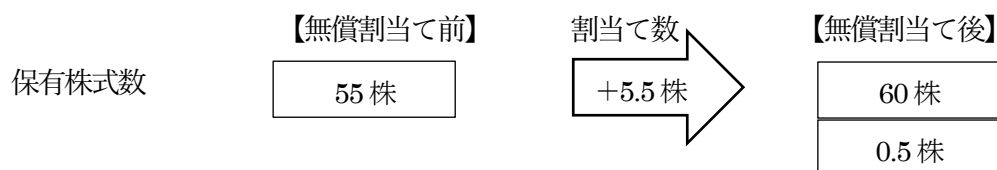
【補足説明】

（今回の株式の無償割当てによる具体例）

（例1） 100株を保有する株主様



（例2） 55株を保有する株主様



※0.5株分は金銭交付

※端数分0.5株につきましては、一括売却しその処分代金を株主様に分配いたします。

（お問合せ先・ご通知方法）

効力発生日は、2026年1月1日（予定）ですが、株主様の証券口座に割当てられる日付につきましては、お取引のある証券会社へお問い合わせください。

なお、本件割当ての対象となった全ての株主様に対して、2026年1月下旬を目途に、当社株主名簿管理人の三井住友信託銀行より、本割当てに関するご通知をお送りいたします。

以 上